令和5年分 措置法第25条 に係る所得計算書(白色申告用)

二 共通

		1				_				氏名	
科目		イ 決算額	口 特定 免税対象 飼育牛	の肉用牛 左記以外 (100万以上等)	ハ 特定の 肉用牛以外		科目		イ 決算額	ロ 特定の肉用牛 (100万円以上を含む)	ハ 特定の肉月 以外
	販売金額 1		AGE I	(100)3)			雇人費	8			
	家事消費·事業消費 2					小作料•賃借料	9				
	(補助金等)						減価償却費	10			
収入	雑収入 (補助金等以外) 3						貸 倒 金	11			
金額	小 計 4						利子割引料	12			
	# * * * * * * * * * * * * * * * * * * *						租税公課	1			
	農産物の棚卸 期末 6						種苗費				
	計 (4-5+6) 7						素畜費	/\			
		•					肥料費	=			
0	特定の肉用牛の売上割合 A 特定の肉料				特定の肉用牛の		飼料費	ホ			
	特定肉用牛売上(7欄の口)		円]	売上割合		農具費	^			
	農業総売上(7欄のイ)			=	%		農薬衛生費	۲			
	※ 原価・経費の補て (円	1			諸材料費	チ				
	ん金を除く					経	修繕費	IJ			
						費	動力光熱費	ヌ			
							作業用衣料費	ル			
0	共通経費の配分特定肉用牛の経費						農業共済掛金	ヲ			
	共通経費計(14欄の二)	通経費計(14欄の二) A 売上割合 (共通経費の配分の口へ)					荷造運賃手数料	り フ			
	円×	%] =	円			土地改良費	カ			
	,		•		=						
	※特定の肉用牛の売上割合	の肉用牛の売上割合によらず、頭数比や使用割合等により個別に算出する場合は、共通経費欄に記載					雑費	ッ			
	せず、各科目の口及びハに正	直接配分する。					農産物以期間	す ネ			
						_	外の期期	ま ナ			
0	専従者控除の配分 特定肉用牛の経費						経費から差し引く果樹 馬等の育成費用	[‡] э			
	専従者控除額(16欄) A 売上割合 (共通経費の配分のロへ)						小計 (イ〜ネまで 計-ナーラ)	<i>ත</i> 13			
	円×	%	=	Н			経費計(8~12ま の計+13)	で 14			
	· ————						共通経費の配分				
	※ 就業時間等により合理的な区分できる場合は、売上割合に関わらず、就業時間等の割合で配分する。						「従者控除前の所行 :額⑺-(14+共通経費	· I In			
							専従者控除	16			
								17			i

17のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額